

令和7年10月16日

保護者の皆様へ

沖縄県立北山高等学校長
(公印省略)

沖縄県遠距離等通学費補助金に関する手続きについて

県では、遠距離等で通学費が高額となる世帯の高校生等の保護者等を対象に、通学費の一部補助を実施しております。

補助金を受けるためには交付申請と請求申請の2つの手続きが必要です。補助金の交付を希望される方は下記のとおり申請書類等の提出をお願いいたします。

記

1 支援対象者

下記(1)～(3)の要件すべてに該当する高校生等が対象となります。

- (1) 次の計算式で算出される額が154,500円未満の世帯の者（所得要件）

【計算式】

令和7年度の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額

※親権者が2名の場合は、それぞれ上記の計算を行い合算する

- (2) 通学定期券（バス・モノレール）及び通学回数券の1ヶ月あたりの利用額の合計が15,000円を超える者

- (3) 他の通学費支援（生活保護の生業扶助等）を受けていない者

※沖縄県バス通学費等支援事業も含まれます。

2 申請方法

- (1) 補助金の申請

電子申請と紙申請の2つの方法があります。どちらかの方法で申請してください。

①電子申請（推奨）

右のQRコードを読み込み、沖縄県電子申請システムで申請してください。

※計算ミスを防止します。



①交付申請



②請求申請

※交付申請後に行う

②紙申請

下記の書類を提出してください。

【交付申請の場合】

- ア 遠距離等通学費補助金交付申請書（様式 1）
- イ 課税に関する証明書（※課税標準額や調整控除額が記載された所得課税証明書等）
- ウ 通学計画書（様式 2）
- エ 定期券購入の場合 金額の記載がある通学定期券（写し）及び領収書（写し）
- オ 回数券購入の場合 領収書（写し）及び表紙（写し）
- カ 債権者登録申請書
- キ 金融機関等の名称及び預金口座の番号等を確認できる書類
- ク 委任状（※申請者以外の口座の場合のみ提出が必要）

【請求申請の場合】

- ア 遠距離等通学費補助金請求書（様式 3）
- イ 補助金額計算書（様式 4）
- ウ 通学定期券購入の場合 通学定期券購入額一覧表（様式 4－2）
- エ 通学回数券購入の場合 通学回数乗車券使用実績報告書（様式 4－3）
- オ バス通学費等を証明できる領収書等
- カ 債権者登録申請書（交付申請時の口座と違う場合のみ提出）
- キ 金融機関等の名称及び預金口座の番号等を確認できる書類（交付申請時の口座と違う場合のみ提出）
- ク 委任状（申請者以外の口座で、交付申請時の口座と違う場合のみ提出）※押印必須

3 提出期限

【交付申請の場合】

令和 7 年 7 月から令和 7 年 12 月 26 日までに申請してください。

【請求申請の場合】

毎年度 2 回まで請求が可能です。

第 1 回目 令和 7 年 12 月 22 日（月）※その時点までの実績額を支払い

第 2 回目 令和 8 年 3 月 9 日（月）※精算払い

※年度末に年額をまとめて支払いでもよい場合は、第 2 回目のみ申請してください。

年度途中で、その時点までの実績額を請求したい場合は、第 1 回目及び第 2 回目それぞれ請求してください。

※通学回数券を利用している場合は第 2 回目の提出期限を、令和 8 年 3 月 31 日までとします。ただし、3 月 31 日まで使用する予定がなければ、早めの提出をお願いします。

4 提出先 : 北山高校事務室

5 注意

- (1) 購入時の領収書や通学回数券の表紙等は紛失することのないように、請求時まで大切に保管してください。
- (2) 交付決定後に通学経路等の変更により、交付申請額を上回る場合はご相談ください。

＜問い合わせ先＞ 北山高等学校 事務室
担当者 神里 TEL : 0980-56-2401